

○3番 我妻 昇委員 じゃあ、いいです。市長も同じ考えだということですので、登録有形文化財の方が進めるにはいいだろうということがあります。

それで、第3校舎の耐震化になるわけですが、今、非常に長井市にとってしゅんな話題が出たと思っております。これは6月11日、国会で可決した改正地震防災対策特別措置法ということで、これが国で3年の間に公立の小中学校の耐震化工事あるいは耐震診断について、この3年間で取り組みなさいというようなことなんだと思いますが、それについて、何か補助率も3分の1から3分の2でしたか、上がるというようなこともあって、その辺の内容を、長井市にとって非常にいい通達というんですか、法律だなと思っておりますので、中身について、管理課長からお願いいたします。

○町田義昭委員長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 お答え申し上げます。

去る6月11日成立いたしました地震防災対策特別措置法ですが、これについては、中国の四川大地震等で多くの学校が倒壊したことなどによりまして、日本の小中学校施設の耐震化促進に向けて国庫補助率を引き上げるという内容であります。一つには、耐震補強、これまで2分の1でしたが、これが3分の2に引き上げられます。それから耐震による改築でございます。これまで3分の1でしたが、2分の1に上がるということのようですが、このかさ上げ対象については、コンクリート強度の問題等やむを得ない事情により補強で対応を図れないものに限るということで、若干限定的になっているようです。公布日施行されまして、今年度、平成20年度の予算から適用するという内容になっているようでございます。

○町田義昭委員長 時間が参っておりますので、整理をしてください。

3番、我妻 昇委員。

○3番 我妻 昇委員 済みません、時間でしたね。

じゃあ、もう質問もできませんので、私から意見を言わせていただきます。市の重要事業要望書には大分、今までと違って具体的に話が出ておりまして、20年度、21年度、22年度にこうするというような方針も出ているということで、この特別措置法と非常にかかわりが出てきますので、ここは私としては21年度がかぎなのかなと思っております。長井市小学校将来構想検討委員会、これから設置されて話し合いがあるわけですので、そこの意見とその長井市重要事業要望書の中身と、またこの特別措置法とよく照らし合わせて、うまく働くように、21年度に実施計画というんでしょうか、耐震整備計画というものがしっかりと策定されれば、国の方針に沿って、念願の計画でありました、懸案事項でありました長井小学校の第3校舎の耐震化というのも見えてくるということで、市民にとって非常に明るい話題になりますので、ぜひその辺はしっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

渋谷佐輔委員の総括質疑

○町田義昭委員長 次に、順位3番、議席番号9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 よろしく申し上げます。

このたび西置賜行政組合に関する質問整理中、岩手・宮城内陸地震が発生し、多くの犠牲者あるいはライフライン、構築物の損害は甚大なものがあり、関係者に対して深く心からのお見舞いを申し上げたいと思います。当地区においても西山活断層が走っているということから、地震・防災対策についてこれでいいのかという検証する用意もあるのではないかと思います

ころであります。

まず、市長にお伺いします。西置賜行政組合としては、さきの中越地震においても何らかの支援をなされてきたと記憶しております。このたびの岩手・宮城内陸地震についてどのような支援あるいは応援をなされたのかお伺いしたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

緊急消防援助隊ということで西置賜消防隊が活動しておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。6月14日午前8時43分、ただいま委員がお話ありましたように、岩手・宮城内陸地震が発生したわけでございますが、被害状況は皆様ご承知のとおりでございますので、その後の対応について話させていただきます。今回の地震における政府の初動対応は素早い立ち上がりを見せたということで、地震後1分後には警視庁が災害警備本部を立ち上げ、7分後には首相官邸に災害対策室を設置したと、16分後に陸上自衛隊ヘリコプターを現地に偵察出動させたいということでございます。総務省消防庁においても20分後に緊急消防援助隊の出動準備に入りまして、72分後から順次、緊急消防援助隊の隊員を現地に派遣しております。

西置賜の緊急消防援助隊につきましても、9時17分に出動待機指令が入りまして、9時35分に出動準備を完了いたしました。10時50分に消防庁長官から消火隊1隊、救急隊1隊の出動命令を受け、タンク車、救急車等の車両3台、隊員9名を出動させ、16時40分ごろに宮城県栗原市スポーツセンターに到着しております。翌6月15日早朝より、西置賜消防隊を含む山形県隊14隊73名は栗原市駒の湯温泉旅館の行方不明者の救出に全力を挙げたということでございます。西置賜消防隊はひざまで泥水につかりながら建物周辺の水たまりの排水作業の命令を受け、溝切り作業に全力を挙げたということであります。

16時ごろに秋田県隊及び東京都隊に作業を引き継いだところでございます。救急隊に当たっては、傷病者搬送に備え、臨時ヘリポートで待機及び引き揚げ隊員の搬送に従事いたしました。翌6月16日は午前中待機となっておりますが、10時50分、山形県隊は解団し、各隊ごと解散になったということでございます。6月17日に、きょうでございますけれども、第2次隊の派遣が検討されましたが、第2次隊は救助隊中心とした編成となり、西置賜消防隊は派遣中止になったということでございます。以上でございます。

○町田義昭委員長 9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 ただいま市長からお話のように、要請ということであっても積極的に参加していただいたということですので、感謝申し上げます。

当組合は緊急時の応援、支援という形で貢献しておられますが、さらには当地域において救命救急始め防火、防災、緊急時の態勢づくり、消防団組織との連携、行政事務事業には適切に対応され、1市3町市町民の生命、財産を守るとりでの使命を果たしておるというふう

に理解しております。しかし、運営内容について、同僚議員との調査から、当該組合の負担割合については極めて疑問を感じるものがあります。平成9年12月、行政組合臨時議会では高橋孝夫議員が、また平成19年3月議会では、市議会本会議では佐々木謙二議員が一般質問で分担金の見直しを求めて質問をなされておられます。明快な部分が見えてこない、議事録を拝見させていただきましたが、このままずるずる引きずっていることには歯どめをかけなければならない、そういう思いから幾つかの質問と要望をさせていただきます。

まず、市長にお伺いしたい。現在の消防費負担割合、昭和63年度予算から長井市が46.55、小国町16.13、白鷹町24.10、飯豊町13.22と現

+

在に至っております。資料では62年6月に解散した旧一部事務組合、いわゆる伝染病組合、老人ホーム、消防事務組合の分担金負担額の比率が基礎とされ、正副管理者会で決定し、議会で議決されたとなっております。約20年の間、見直しの議論がなされているようですが、負担割合、額について妥当性を感じている町としては簡単に応じてくれないのではないかと、察しがつくところです。しかし、内容を精査し公平性、整合を分析すれば、何とかしなければと感じていただかなければなりません。市長も考えておられると思いますが、今日に至っている経緯を踏まえ、分担金見直しについてどのようにお考えなのか、お考えを伺いたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

19年の、昨年の3月議会でございますけれども、佐々木謙二議員、現在議長から一般質問で分担金の見直しについてのご質問いただきました。その当時は私も分担金の見直しをほかの町に働きかけるような環境はなかなか難しいんじゃないかということで、基本的な考え方でございますけれども、「消防本部が長井市内にあるということの優位性で現在のところいたし方ない」旨の答弁をさせていただきましたけれども、その後やはり、その前に高橋孝夫議員、そして昨年の佐々木謙二議員のご質問の趣旨のとおり、やはり余りにも分担金の負担割合は不平等だということからいろいろ環境づくりに努めてまいりました。

このたび小国町の分署を現在まで使っております分署から横川ダムの事務所払い下げをしていただくということで、その金額と同時に改造費、合わせて3,000万円ぐらいの金額でございますけれども、負担割合を話し合う際に、今回、長井市以外の3町の方からは「過疎債でこれに対応したい」という申し入れがございました。これはことしの2月でございますけれども、それ

に対して、いろいろ調べてみますと、おいたま荘では過疎債を認めた経過はあったようですが、消防についてはすべて分担金ということで一括して行政組合で起債をかけ、負担していただいていたということからそれを拒否したわけでございますけれども、「何とかお願いしたい」という旨の話がありましたので、「それでは、ぜひこの際、分担金の見直しを検討いただけないか」ということでお願いし、20年度にその見直しにに応じてくださるというお話がございましたので、ぜひ20年度中に西置賜行政組合の議会の方とも相談させていただいて、1市3町納得できるような形で分担金を見直すべきじゃないのかなというふうに思っているところでございます。

○町田義昭委員長 9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 ただいま市長からお話あったように、高橋孝夫議員の質問に対して当時の平恒夫管理者は、昭和60年当時、私も議員として参画しておったが、そのときのことをちょっと思い出しておるんですが、当時はやはり管理者同士の決め方として、そういう方法でないと決まらなかったでないかと、もうしようがないなという感じ、それから内谷市長もさきの佐々木議員の答弁では分担金の割合、維持することで了承された経過がありますので、そのように理解しております。まあしようがないかなという形で今まで来ておったのではないかなと、やはり何かきっかけがなければ前に進めないというのが現実かと思えます。分担金割合というのは今まで客観的な合意という形で進んできたと思われま。この見直しについては解決へのハードルは相当高いものがあると思えます。ただ、先ほど市長がおっしゃったように、気持ちとして伝わっていくものがあるというふうに理解してよろしいかと思えます。20年前の地域経済事情であれば、長井市は西置賜地域の牽引役として、多少無理をしても負担に耐えてこら

れたと思いますが、現在の状況は違います。長井市は毎年5億円超の予算を負担してきました。庁舎や本部が長井市にあるから機動力が整っている、あるいは施設が充実しているからほかの町より安全・安心の評価が高いという認識もあるようですが、圏域の消防設備、機能性、機動力や消防力の効率化は着実に整いつつあり、西置賜圏域住民の要請には、数的評価はできておりませんが、相当にこたえていると私は考え、今回の質問となりました。

加えて、先日の新聞報道にもありますように、広域合併の是非について雲行きが怪しくなっています。したがって、市町合併論議の渦中ではありますが、この時期に分担金比率の公平性、整合性を大いに議論して、主張すべきところは主張すべきと思います。先ほどお話ございましたが、さらにどのように理解を求めていくか、決意をお伺いしたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

委員からはそういった励ましをいただきまして大変ありがたく思っておりますが、長井市と類似の消防経費を比較してみますと、本当にこれはアバウトでしょうけども、間違いなく数千万円から1億円ぐらい多く負担してると、一方、ほかの3町の方はどうかといいますと、いろんな統計上の数字等々を見ますと、大分類の町よりは少なく済んでるんじゃないかなというふうな感じがございます。そんなことから、例えば今の分担金の割合の算出基礎とといいますか、こういったところを見直しを迫ってまいりたいと、具体的には、例えば平等割という考え方でございますけども、これらについても105名の消防署の職員がいるうち約22名が本部機能でございます。ですから、これは事務所といいますか、その消防団の分掌も含めた全体の事務をしているわけでございますので、これらについては約2割です、22名ということで。その辺は例

えば平等割でいいんじゃないとか、あるいは人口割だけじゃなくて財政需要額割が望ましいんじゃないとか、ほかの例を示しながら具体的に1市3町で協議したいと思っておりますし、議会でもそういった議論を望みたいなというふうにご考えております。

○町田義昭委員長 9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 市長の決意も伺いました。

若干具体的なことについて、財政課長にお伺いしたいと思います。長井市は、市長が言うように財政危機脱出元年と位置づけております。当局も市民も議会も真剣に健全財政を求めて頑張っているさなかであり、分担金見直しはぜひとも理解を求めたい事柄であります。財政事情については、長井市のみならずほかの町も似たり寄ったりなのではないかと推測されますが、長井市が軽減されることはほかの町へ増額を求めることになり、分担割合の見直しは大変な作業であります。その中で、先般、分担比率に関するいろんなケースシートも収集してみました。不明瞭な分担割合を見直すには明確な積算根拠が必要であるとまず申し上げたい。理解が得られやすい説得力のある分担金割合とはどのような算出方法が適切と考えられるか、それによって長井市が軽減される額も示されれば示していただきたいと思っております。

○町田義昭委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

理解が得られて説得力のある分担金割合の算出というご質問でございますけれども、先ほど渋谷委員のおっしゃられるように、現在の消防費の負担割合は当時の、昭和62年と聞いておりますけれども、そのときの参加市町の解散した各事務組合分の分担金の合計をもとに決定されたというふうに聞いております。このときの長井市の割合が46.55%ということで現在まで至っているわけでございますけれども、この負担割合の基礎である、当時の市町での予算計上額、

合計額を基礎にして案分ということで、やはり市民の皆様からも理解が得られる算出方法だとは言えないのではないかとこのように思われます。

現在、県内においても多くの一部事務組合ございますけれども、そのほとんどがやっぱり客観的な数値を案分の基礎として、第三者から見ても理解のできる算出方法をとっております。その客観的な数値といいますのは、例えば先ほど市長もおっしゃいましたように、人口とか面積であったり交付税における基準財政需要額、または標準財政規模あるいは財政力指数など、さらに施設であれば、その利用頻度などを基礎数値として、これらを組み合わせて、より公平感のある算出方法を採用しているようでございます。このようなことから、参加市町すべてが納得して住民の理解が得られる算出方法は、やはりこれらを取り入れたやり方が望ましいのではないかとこのように思われますが、ちなみに置賜3市5町で構成しております置賜広域行政事務組合、これにおける算出方法は、人口割、それと基準財政需要額割、平等割の3つを組み合わせる負担率を算出しております。この方法がよいかはまた別としまして、同じ方法で西置賜行政組合の20年度の消防費分担金の割合を試算してみますれば長井市の負担率は42.50%となるようで、額にしますと4,099万8,000円ほどの減になるようでございます。しかしこれ、長井市以外の3町はすべて増額になる結果となっております。以上です。

○町田義昭委員長 9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 それが人口割70%、財政基準需要額の割合が20%、平等割10%、これを拝見させていただきまして、この基準財政需要額というものをちょっと検索させていただいたら、ここにも人口割合というのが出てくるんです。だから、ちょっと私、素人考えですが、人口割が70%、さらに基準財政需要額の中にも人

口割というのが出てくる。二重にこの人口割、カウントされているのではないかとちょっと疑問に思ったわけです。そういうことから、財政課長、少し何かご見解を願いたい。

○町田義昭委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 委員おっしゃるとおり、基準財政需要額を出す際には面積、人口等を加味しております。人口割、人口割ということダブルではないかというご指摘はごもっともでございますが、例えば標準財政規模、これを案分の基礎にするというふうなお話もでございます。この標準財政規模と申しますのは地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す数値でございまして、中身が市税収入、それと各種譲与税など、それに普通交付税の額を足した、いわゆる一般財源の大きさを示す数値でございまして、これをもしこの案分の基礎数値として使った場合には、当然長井市は1市3町の案分率よりもっと下がるかと思っておりますけれども、町の方が標準財政規模を使いますと交付税が市より多くといたしますか、割合で言いますと交付税の割合が多いものですから、さらに町の負担が大きくなるかと、これは簡単に予想できますので、もしこれを使えば容易には話が進まなくなるのではないかなというふうな気がいたします。以上です。

○町田義昭委員長 9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 私も一つの方法として標準財政規模というものをひとつ分母にできないかなと思った次第です。この数字は起債制限比率などの財政分析数値を用いる、いわゆる起債を起す場合の基礎となる額でございまして。この問題でちょっと検討されてはいかがかなと思った時期もございまして。いろいろ積算の根拠というのはあるわけでございますが、ひとつ試算については先ほどのケースシート以外にも幾つか考えられるわけですが、また分母についてもあるわけですが、負担割合ということも大事な

ことであって、あるいはある町では人口割だけでやっただけでいいんでないかという意見もあったようでございます。そういう乱暴なことは我々はちょっと要求すべきでないと思います。ぜひ財政課長中心にひとつ検討していただきたいと思ひます。市民の皆さんはこういった負担割合なんていうことは関係なく、火事や災害が発生すれば迅速に最小限の被害にとどめてもらえばいいと思っておられると思ひます。私たちはこのことに注意して健全な自治体を構築していかなければならない義務があります。まあまあということではいけないと思ひしております。この負担金割合の見直しについては、議会でも深く関心がありまして、見守っていききたい事柄であります。

一方、長井市では行財政改革推進本部を設置し、市内有識者による会議を開き、これからの長井市行政、財政の方向づけをる検討されているものと思ひます。今般、西置賜行政組合分担金について質問させていただきましたが、置賜広域行政事務組合、置賜病院などの広域行政のことについても有識者に問題点を提起し、議論していただき、市政に反映されたいものと思ひますが、どのような状況でしょうか、市長からお伺いしたいと思ひます。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

現在、新合併特例法内で合併すべきという議論をいろいろこの西置賜でも話し合いがされてるわけでございますけども、もしこれが合併できないということになりますと、当然それぞれの今の自治体の枠組みで自立を模索しなければならない、そういったときにいつまでもこういった不平等な分担金を放置していいのかというところを、それは損得抜きでお互い、例えば行政に携わる者同士、あるいは議会同士で、これはぜひ意思疎通を図りながら1市3町、西置賜の住民の皆様が納得するような形でぜひこ

の分担金の割合を見直ししなきゃならないと、そんなことから、これはぜひいろんな形でオープンにして、市民の皆様にも、あるいはほかの3町の住民の皆様からもご判断いただきたいと、そのように思っております。

○町田義昭委員長 9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 ちょっと私の質問が不明確だったかもしれませんが、いわゆる議会とか行政組合の話だけでなく、一般市民にも中身はこうなんだよということを理解してもらうためにもいろんな有識者会議、行革会議あるいは集中改革プランの会議とかいろいろあるんですが、その中でもこの件についていろいろ議論していただきたいというのが私の、いわゆる市民底辺の方もこの行革に参加してもらおうということからこういうことも議論していただきたいというのが私の提言でございます。

加えて、西置賜行政組合では消防のほかに老人ホームの事務事業も行っております。老人ホームについてですが、福祉ということで設立当時、老人ホームは行政が取り組まなければならない社会的な施設、背景だったと思ひますが、現在の高齢者・障害者福祉対策では政策的に課題は残るものの民間事業者、福祉法人といったところの努力は目覚ましく、サービスの対応という面で民間事業者あるいは福祉法人でも十分入居者あるいは家族の需要者ニーズにこたえられるまでにレベルは向上していると思ひます。ちなみに私の母親や福祉施設にお世話になったことがあります。そのような中で、今の施設管理というものは充実しているというふうに理解しているものであります。したがって、老人ホームについては行革の一環として行政組合から離れての公設のままの業務を民間に委託する方法、あるいは権限も含めて移譲するということによって行政が抱える負担を軽減する方策を検討されてはいかがかと思ひまして、市長の見解を伺いたいと思ひます。

+

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

おいたま荘の現在の長井市の負担金のことからまず最初にお話しさせていただきますが、建設費につきましては長井市が70%負担するという約束のもとでやってるようでございます。幸いにも残高が少なくなりまして、年間返済額、現在は全体が2,924万円、うち長井市が2,047万円負担してると、残り三、四年で返済が終わるわけでございますが、24年3月ですね、失礼しました。一方、運営費の部分でございますが、これは先ほどの分担金の割合で、分担比率で負担しております。総額で8,162万9,000円かかっていると、うち長井市が3,799万9,000円負担してるといってございまして、職員が19名、正職員がおりまして、それ以外にも臨時嘱託職員等々おりまして、現在30名の職員がいるわけでございます。実際のところ、人件費分だけでも2億円近くかかっているわけですから、そういった意味では、措置費という形で国の方から補助金といいますか助成金をいただいておりますのでこの程度で済んでるわけでございます。

質問の内容でございますが、現在19名、正職員でおる職員を解雇するというのはなかなか難しい、しかも職種変更ということで消防署の職員になるというのも、これもなかなか難しいということでもありますので、先々の計画につきましてはやはりきちとした方針を定めて、しかるべき時期にやはり民間委託とか指定管理者制度とか、そういったことも検討していく段階に来てるのではないかなというふうに思っております。そんなことから、これからもこちらのおいたま荘については必ずしも直営でなくてもよろしいんじゃないかというふうな考えもありますので、検討してまいりたいと思います。

○町田義昭委員長 9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 入所者の状況あるいはおいたま荘の中身についてちょっとお聞きしまし

たところ、以前にもこのような民間委託というか外部にゆだねるといふ話もあったようですが、「検討しましょう」ということで終わったそうでございます。入所者には西置賜管内ばかりでなく米沢、あるいは広く広域的に対応されているようでございます。支援措置については民間経営も直営も違いは微々たるものだと、微々たるものだという表現は語弊がございまして、対応できているというふうには伺っております。しからば民間の活力を導入するというのも一つの進化ではないかと私は思ひまして、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

最後に、市民生活の中で最も信頼しているのは裁判所や税務署だけではなく消防と警察ではないかと思ひます。信頼にこたえる組織の充実と行政組合関係者の努力、とりわけ西置賜行政組合における長井市の分担金割合については透明性、合理性の高い見直しに向けての特段のご尽力をご期待申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○町田義昭委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第63号 平成20年度長井市 一般会計補正予算第1号についての 質疑

○町田義昭委員長 まず、議案第63号 平成20年度長井市一般会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結